

## 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和50年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 沖縄県迷惑行為防止条例

第1条中「暴力的不良行為等」を「行為等」に改める。

第3条中「卑わいな言動」を「次に掲げる行為」に改め、同条に次の各号及び3項を加える。

- (1) 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から直接他人の身体に触れること。
  - (2) 人の通常衣服で隠されている身体又は下着（以下「下着等」という。）をのぞき見すること。
  - (3) 人の下着等を撮影し、又は撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を向け、若しくは設置すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、正当な理由がないのに、人の衣服等を透かして見ることのできる写真機等を用いて、公共の場所にいる他人又は公共の乗物に乗っている他人の下着等を見、又は撮影してはならない。
- 3 何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所で当該状態にある他人を撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。
- 4 何人も、正当な理由がないのに、事務所、会議室、教室その他の公共の場所以外の場所であって、多数の者が利用するような場所において、他人の下着等を撮影してはならない。

第4条第1項第2号及び第4号並びに第3項第1号及び第2号中「通常衣服で隠されている身体又は下着」を「下着等」に改める。

第16条中「第10条第1項第2号、第11条第1項若しくは第2項、第12条第1項（第4条第1項に係る部分に限る。）若しくは第2項」を「第11条第1項第2号、第12条第1項若しくは第2項、第13条第1項（第4条第1項に係る部分に限る。）若しくは第2項」に、「第13条」を「第14条」に、「第14条」を「第15条」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条の前の見出しを削り、同条第1項第1号中「第3条」を「第3条第1項から第3項まで」に改め、「違反した者」の次に「（前条第1項第1号の規定に該当する者を除く。）」を加え、同条を第11条とし、第9条の次に次の見出し及び1条を加える。

（罰則）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項（第3号に係る部分に限る。）、第2項又は第3項の規定に違反して撮影した者

(2) 第3条第4項の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成28年11月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

人の衣服等を透かして見ることができる写真機等を用いて他人の下着等を撮影する行為、衣服の全部又は一部を着けない状態にある他人を撮影する行為等を規制するととも

に、条例違反に対する罰則の規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。